

| カテゴリ           | #  | 質問                                                                                                     | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ↓ 2026/7/31追加分 |    |                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 経費             | 1  | かかった費用はすべて支払われるプログラムですか。                                                                               | <p>費用の支払いにつきましては、当該事業に係る実費を精算することとしております。（採択金額を支払上限額としますが、自己負担によりこの額を超えて実施することを妨げるものではありません。）なお、採択事業者の選定にあたり、支出目的、想定支出額、支出額の根拠を確認・精査いたします。</p> <p>また、本事業の対象とする経費は「事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費」に限られ、以下のような経費は対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の実施に直接必要とならない経費（従前から実施している活動の運営経費等）</li> <li>・事業履行期間内に実施されない活動等に係る経費</li> <li>・事業内容に照らして、当然備えているべき備品等に係る経費（机、椅子、書棚等の什器類、建物や建築物、汎用性の高いパーソナルコンピューター本体又は周辺機器等の事務機器等）</li> <li>・資産を形成する経費（情報システム開発や、Webページの構築等）</li> <li>・事業履行期間を超えて所有する施設・設備の整備や用地の取得等の経費（ただし、消耗品の購入や設備・物品のリースは可）</li> <li>・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費</li> <li>・一般管理費/諸経費・雑費等経費執行の内容が不明確なもの</li> <li>・1,000円未満の旅費の計上（在来線・バス等）</li> <li>・国等により別途、補助金、委託費等が支給されている経費（他事業等と重複補助にならないよう、負担区分を明確にすること）</li> </ul> |
| 経費             | 2  | 消費税の扱いはどのようなものでしょうか。                                                                                   | 採択事業者には、消費税を含んだ実費をお支払いすることを想定しております。なお、お支払いに際しましては、課税事業者であることを確認できる書類等をご提出いただきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 経費             | 3  | 提案事業者の自社社員の人件費については、対象経費として計上できない認識でよいでしょうか。                                                           | ご認識のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 経費             | 4  | エントリーシート提出時において、経費内訳の算出根拠となる事前見積書の提出は必須でしょうか。                                                          | <p>応募時において、各経費項目の事前見積書の提出は必須ではございません。</p> <p>ただし、エントリーシートの「⑦その他 経費内訳」の「支出額の根拠」欄に、算出根拠を明記していただく必要がございます。</p> <p>また、採択審査やその後の契約調整の過程において、事務局から算出根拠の確認のために、見積書や旅費規程その他の内規等の提出をお願いする場合がございます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 経費             | 5  | 契約金額を上回る経費が発生した場合は、原則として提案事業者の自己負担となる認識でよいでしょうか。それとも、実証内容やマッチング地域の実情に応じて、事後的な変更契約等の措置が取られる可能性はあるでしょうか。 | 本事業では、原則として採択金額を上限とし、実証事業の実施に要した経費のうち適正と認められる分をお支払いすることを想定しております。そのうえで、実証地域とのマッチング結果や実証進行中の予期せぬ事象等、やむを得ない事情によって採択金額を超える経費が生じた場合につきましては、その経費計上の妥当性を合理的に説明できる場合に限り、契約変更等の措置により対応することも想定しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 経費             | 6  | 費目間の流用は認められるでしょうか。また、費目間の流用を行う場合、事前の協議が必要となるでしょうか。                                                     | 実証地域とのマッチング結果や実証進行中の予期せぬ事象等、やむを得ない事情があると認められる場合に限り、事務局との事前相談のうえで費目間の流用を認めることも想定しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 経費             | 7  | 1,000円以上の在来線など、領収書が発行されにくい交通費の証憑は、社内の旅費精算書や交通系ICの履歴で代替可能でしょうか。                                         | 1,000円以上の在来線など、領収書の発行が難しい交通費につきましては、所属団体の旅費規程等に則って適切に支給されていることが確認できる「旅費精算書」や、「交通系ICカードの利用履歴」「乗換案内の経路・運賃検索結果」等をご提出いただくことを想定しております。詳細な証憑の取扱いについては、採択後に事務局よりご案内いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事業推進           | 8  | 事業完了報告書の提出形式について規定はあるでしょうか。製本した「紙媒体（郵送等）」での提出が必須となるのか、もしくは電子データ（PDF等のメール・システム提出）のみでも可能か教えてほしいです。       | 事業完了報告書は、電子データ（PDF、Word、PowerPoint等）での提出が必須となります。紙媒体での提出を必須とするかどうかは、採択後の契約書調整段階で仕様として取り決めることを想定しておりますが、現時点で紙媒体での提出を必須要件とする予定はございません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 事業推進           | 9  | エントリーシートに「事務担当者情報」の記入欄がありますが、当該担当者にはどのような実務対応が発生する見込みでしょうか。                                            | 本事業の採択後、契約締結や経費精算、請求に係るお手続きなど、各種事務手続きにおける連絡窓口となっていただくことを想定しております。なお、事務担当者は団体代表者やプロジェクトの実務担当者と兼任いただいても問題ございません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事業推進           | 10 | 実証期間について、最低必要日数などの規定はあるでしょうか。                                                                          | 最低必要日数等の規定は特にございません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

| カテゴリ           | #  | 質問                                                                                                         | 回答                                                                                                                                                                                  |
|----------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業推進           | 11 | 実証スケジュールは提案事業者側で検討・策定するという認識でよいでしょうか。                                                                      | ご認識のとおりです。なお、地方公共団体とのマッチング前に検討・策定されるスケジュールにつきましては、その後、地方公共団体側の都合によりスケジュールを調整いただく場合がございますので、あらかじめご留意願います。                                                                            |
| 横展開            | 12 | 横展開の推進はどのように進められるでしょうか。                                                                                    | 事務局（又は国土交通省）が、本実証で得られた成果や知見を「半島防災ガイドライン」や「好事例集」として取りまとめ、他の半島地域へ情報提供・普及啓発を行う想定です。                                                                                                    |
| 横展開            | 13 | 横展開として他地域へ技術等が導入されることになった場合、その際にかかる費用は、今回のように国から実証モデル事業等の予算として別途拠出される仕組みがあるのでしょうか。                         | 現時点では、横展開に際して、実証モデル事業の枠組みで国から費用が拠出される仕組みは想定しておりません。                                                                                                                                 |
| 横展開            | 14 | 実証調査終了後、採択企業に対して他地域への横展開に向けた活動を強制・義務付けるような要件はあるのでしょうか。                                                     | 実証調査終了後、採択企業に対して他地域への横展開に向けた活動を強制・義務付ける要件はございません。                                                                                                                                   |
| ↓ 2026/8/21追加分 |    |                                                                                                            |                                                                                                                                                                                     |
| 経費             | 15 | 対象経費は、すべて領収書に基づく精算を想定されているのでしょうか。                                                                          | 精算にあたっては、原則として領収書又は銀行振込受領書をご提出いただくことを想定しております。領収書又は銀行振込受領書のご提出が難しい場合は、着手（発注 等）前に事務局にご相談いただき、個別に代替手段等を検討させていただき対応を想定しております。                                                          |
| 経費             | 16 | 一般管理費/諸経費・雑費等は計上できるのでしょうか。                                                                                 | 一般管理費/諸経費・雑費等はお支払いの対象外となります。                                                                                                                                                        |
| 経費             | 17 | 委託・外注費の経費算出方法を教えてください。                                                                                     | 委託・外注費は、委託・外注先からの見積書に基づく発注額として計上いただく形となり、その計算法は委託先の見積内訳の考え方に委ねられます。ただし、本事業は実費精算を原則としており、価格の適正性を確認いたしますので、見積根拠を明確に説明できるようご準備ください。                                                    |
| 事業推進           | 18 | 対象とする取組は、「既に確立している既存技術の転用」または「現時点で確立されていない新技術の開発・検証」のいずれを主眼としているのでしょうか。また、どちらでも差し支えないのでしょうか。               | 本事業は、基本的には社会実装に近い技術の実証を対象としており、そのほうが有用性・即効性の観点から高評価となりえますが、「現時点で確立されていない新技術の開発・検証」のご応募を妨げるものではございません。なお、審査項目の概要につきましては、公募要領の「審査・採択方法」の項目をご参照ください。                                   |
| 事業推進           | 19 | 実証期間中に、自己負担により既存の自社製品・コンテンツへ新たな機能やデータ等を追加制作した場合、その著作権・知的財産権についても「本事業の実施により得られた成果」として国土交通省に帰属する扱いとなるのでしょうか。 | 本事業における成果とは、実証調査の結果を取りまとめた事業完了報告書を想定しております。事業終了後にご提出いただく同報告書の所有権および著作権は、国土交通省国土政策局に帰属いたします。<br>一方で、報告書以外の知的財産権等の所有権につきましては、別途覚書の締結により、個別に調整させていただき想定であり、すべての権利が国土交通省に帰属する扱いにはなりません。 |
| 事業推進           | 20 | 実証調査の範囲は、どこまで実証すればよいのでしょうか。また、過去の実績・調査をベースとすることは可能ですでしょうか。                                                 | 本事業における実証範囲は、ご提案内容に応じて設定いただけます。過去の調査をベースとすること自体に問題はございませんが、本調査で新たに実証する部分につきましては、エントリーシート内で明確に記載いただけますと幸いです。                                                                         |
| 事業推進           | 21 | 情報保全の体制はどのように示せばよいのでしょうか。                                                                                  | 体制図の詳細化等により情報保全の体制をお示しいただければ問題ございません。エントリーシートには、実証で得られたデータ等が自社規定等に基づき適切かつ厳格に管理される体制であることを記載ください。<br>なお、情報保全に関しまして、特定の情報セキュリティ認証の取得を必須要件とはしておりません。認証をお持ちの場合は、その旨をご提示いただくことも可能です。     |